



# 島根県報

平成18年10月13日(金)  
号外第118号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	1
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	( " )	2

### 公布された条例等のあらまし

#### 島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第95号)

##### 1 規則の概要

- (1) 公立大学法人島根県立大学が設置する島根県立大学短期大学部の入学者選抜に関する事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正(別表第5関係)
- (2) その他法令改正に伴う所要の改正

##### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)については、島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例の施行の日から施行することとした。

#### 島根県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第96号)

##### 1 規則の概要

- (1) 県立短期大学の所掌事務を追加することとした。(第25条関係)
- (2) 島根県公立大学法人評価委員会を設置することとした。(第75条関係)
- (3) 島根県特別職報酬等審議会の担任する事務を改正することとした。(第75条関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第95号

#### 島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第2 総務部の表消防防災課の項第2号知事決裁事項の欄の(1)中「第24条の3第1項」を「第44条第1項」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第20条の2」を「第38条」に、「対し、」を「対して」に改め、同欄の(2)中「第24条第2項」を「第42条第2項」に、「災害防御」を「災害の防御」に改め、同欄の(3)中「第24条の2」を「第43条」に、「災害防御」を「災害の防御」に改める。

別表第5 県立大学及び県立短期大学の項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第21条第1項」を「第17条第1項」

に改め、同項に次の 1 号を加える。

2 公立大学法人島根県立大学が設置する島根県立大学短期大学部の入学者選抜に関する事務	(1) 合格者を決定すること。 (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第 7 号に規定する個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることを認定すること。
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 5 県立大学及び県立短期大学の項に 1 号を加える改正規定は、島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例（平成18年島根県条例第51号）の施行の日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第96号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第25条第 4 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 公立大学法人島根県立大学が設置する島根県立大学短期大学部の入学者選抜に関すること。

第75条第 1 項の表法令によるものの部中

私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第 9 条第 1 項の規定によるその権限に属せしめられた事項の審議及び同条第 2 項の規定による知事に対する建議に関する事務	総務課	を
私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第 9 条第 1 項の規定によるその権限に属せしめられた事項の審議及び同条第 2 項の規定による知事に対する建議に関する事務	総務課	
島根県公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第 2 項の規定による公立大学法人島根県立大学の業務の実績に関する評価及びその他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務		に改め、同表

条例によるものの部島根県特別職報酬等審議会の項担任する事務の欄中「給料」の次に「及び退職手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。